

労務リスク・雇用トラブルから経営を守る ビジネスマスター・プラスのご案内

傷害等担保条項、使用者賠償責任補償特約、雇用慣行賠償責任補償特約、脳・心疾患等補償特約セット
事業活動総合保険

労務リスクから病院・クリニックを守ります！

新！！医療機関のお守り

労務リスク（使用者賠償責任）

病院の勤務医が過重労働によりうつ病を発病し自殺したとして遺族から訴えられた。

雇用トラブル（雇用慣行賠償責任）

上司からのパワハラを受けたとして雇用主が訴えられた。

労務リスク（使用者賠償責任）

勤務中に意識を失って心肺停止となり後日、急性心筋梗塞で死亡したのは長時間労働が原因として遺族から訴えられた。

雇用トラブル（雇用慣行賠償責任）

業務態度等に問題があるととして事務職員を解雇したところ解雇は無効だと訴えられた。



このようなケースが増えておりますが、備えはされていますか？

【使用者賠償責任補償特約】

- 万が一の労災事故発生により、貴院またはその役員、従業員の方が負担する損害賠償金および解決のために支出する費用をお支払いいたします。

【雇用慣行賠償責任補償特約】

- 雇用上の差別、不当解雇、セクハラ・パワハラ等の行為に起因して貴院または役員、従業員が負担する損害賠償金、争訟費用、各種費用保険金をお支払いいたします。



保険契約者

公益社団法人 宮崎県医師会

加入対象者

宮崎県医師会の会員が開設者または管理者とする個人・法人

保険期間

2025年12月1日午後4時～2026年12月1日午後4時
※保険期間の途中での加入も可能です。

取扱代理店

宮崎県医師協同組合

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

ご案内の背景

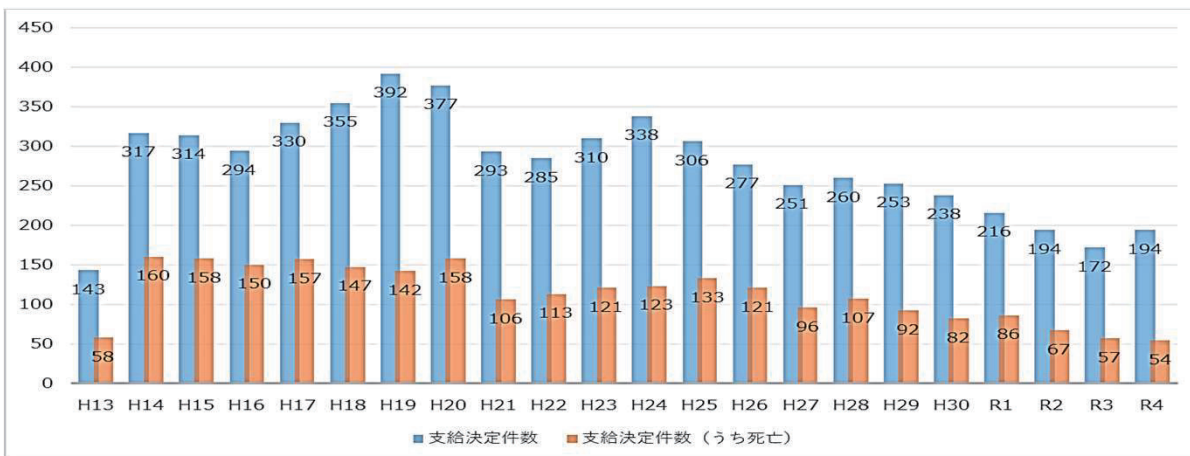
2024年4月から、医師の働き方改革の新制度が施行され、企業における「雇用環境整備」の必要性が年々高まっております。また多岐にわたる「ハラスメント」が社会問題化し、社会の雇用環境に対する目も厳しさを増しています。さらに近年、医療機関ではうつ病などの精神障害による労災請求は増加傾向にあり、医療機関側の「使用者責任（安全配慮義務違反）」を認めた事例が多数発生しています。増加する労災事故やハラスメント・不当解雇などの雇用トラブルによる損害賠償リスクから病院・クリニックを守るため、是非この機会に**事業活動総合保険（傷害等担保条項、使用者賠償責任補償特約・雇用慣行賠償責任補償特約・脳・心疾患等補償特約セット）**へのご加入をご検討ください。

労務リスクについて（使用者賠償責任）

労災リスクの性質

- 企業や労働者の労働災害防止の取組により、労災事故による死亡者数は減少していますが、休業4日以上の死傷者数は増加傾向にあり、2022年1月から12月の集計では、132,355人（前年比1,769人増）と過去20年で最多となりました。（※厚生労働省報道発表資料 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33256.html）
- 2008年3月1日施行の労働契約法第5条において、従業員に対する「安全配慮義務」が明文化されて以降、使用者（企業）としての責任はますます強く求められる傾向にあります。特に、過重な仕事を原因とするくも膜下出血や心筋梗塞などの「脳・心臓疾患」、仕事による強いストレスを原因とする「精神障害」の発症・発病により、過労死や自殺をとげた従業員の遺族から、使用者（企業）に対して損害賠償を求めるケースが増加しています。
- 万が一にも労災事故が発生し、被災従業員やその遺族等から訴訟が提起された場合、その損害賠償金や争訟費用は非常に高額になる恐れがあります。

「脳・心臓疾患」に係る労災支給決定（認定）件数の推移



過重な仕事を原因とする「脳・心臓疾患」の労災認定については、2001年12月の認定基準改正により「長期間の過重業務」の影響を考慮するようになり、2002年以降の支給決定（認定）件数が大幅に増加したものの、2007年をピークに近年は請求・支給決定件数とも低下傾向にあります。**2021年9月に改正された認定基準**では、残業時間が「過労死ライン」とされる月80時間に達しなくても、不規則な勤務や身体的負荷などを総合的に勘案することとされ、より柔軟に労災認定がなされる可能性があります。

※ 2023年版過労死等防止対策白書より
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/karoushi/23/index.html>)

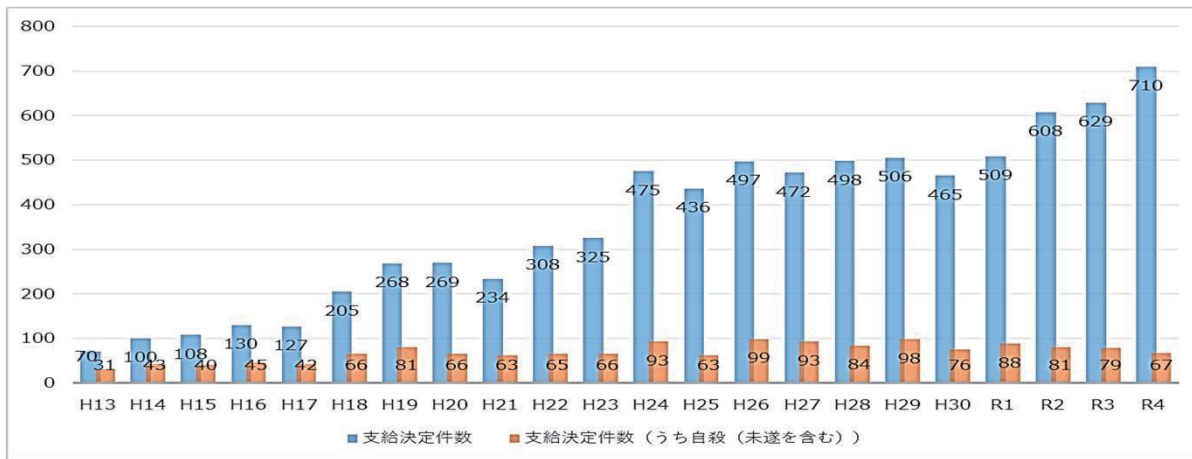
2001年認定基準

- 「過労死ライン」を重視
- ・ 発症前1か月間に100時間
 - ・ 2～6か月間平均で月80時間 等

2021年認定基準

- 労働時間に加え、労働時間以外の負荷要因を総合評価
- ・ 勤務間インターバルが短い勤務
 - ・ 休日のない連続勤務 等

「精神障害」に係る労災支給決定（認定）件数の推移



仕事による強いストレスを原因とする「精神障害」の労災支給決定（認定）件数は**増加傾向にあります**。2011年12月に厚生労働省が策定した、心理的負荷による精神障害の労災認定基準により、心理的負荷評価表（ストレスの強度の評価表）が定められたほか、いじめやセクハラのように長期間継続される場合の心理的負荷の評価基準が明確化されました。**2012年度以降500件前後**で推移していたところ、**2020年度に600件**を超え、**2022年度は710件**となり、前年度より81件の増加となっています。

※ 2023年版過労死等防止対策白書より (<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/karoushi/23/index.html>)

使用者（事業主）を取り巻く環境

「安全配慮義務」の明文化

労働契約法第5条（労働者の安全への配慮）

「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」

過労死等への配慮も使用者の「安全配慮義務」の一環

- 企業の安全配慮義務とは、「災害を起こす可能性」すなわち「危険及び健康障害」を事前に発見し、その防止対策（災害発生の結果の予防）を講ずるといことがその内容として使用者の義務とされています。ただし、安全配慮義務は、事業者が労働安全衛生法を守っているだけでは完全に履行されたことになりません。労働安全衛生法はあくまでも守るべき最低限のもので、法定基準以外の労働災害発生の危険防止についても、企業は安全配慮義務を負っています。
- 安全配慮義務という言葉の、“安全”が指す範囲はとても広いものです。さらに常に一義的で画一的な義務ではなく、会社や職務内容あるいは労働者の個人的な事情によって異なる義務です。
基本①：物的環境の整備・・・業務上必要な設備機械の設置、整備点検など
基本②：作業管理を適正に行う義務・・・適正な人員配置、職場内の安全教育、労働時間管理など

◆派生：労働者の精神衛生面への配慮と環境整備

いやがらせ・セクハラ・パワハラ・健康診断・健康診断後の対応・退職後の復職対応・受動喫煙・パートタイマーへの処遇など

**貴院に安全配慮義務違反があった場合、
政府労災だけでは十分な補償が確保できているとはいえません。**

事業者の民事上の責任

民事責任

労災事故が発生した場合、民事責任として使用者はまず無過失責任としての「①労働基準法上の災害補償責任」を課せられ、使用者側に過失があった場合には、被害者である労働者への「②民法上の損害賠償責任」が発生します。また、会社で特別な規程が定められている場合は、規程に則った「③労働契約上の責任」が発生します。

民事上の損害賠償責任

労働災害が発生した場合に、使用者に「②民法上の損害賠償責任」が発生するのは次の2つの要件が備わったときです。

(1) 使用者側に過失があること

民法上の損害賠償責任は、原則として使用者（貴院または役員の方）に過失のあった場合に発生します。ただし、建物の欠陥などにより生じた災害については使用者の過失の有無にかかわらず、民法上の損害賠償責任が発生する場合があります。

(2) 政府労災保険等による給付で償いきれない損害があること

労働基準法の規定により「政府労災保険等による給付が行なわれた場合、同一の事由についてはその給付額の限度において、使用者は民法上の責任を免れる」となっております。したがって、政府労災保険等によって償われない部分（逸失利益の不足額、慰謝料など）があることが民法上の損害賠償責任が発生することの要件となります。

この民法上の損害賠償責任に備えるのが「**使用者賠償責任補償特約**」です。

医療機関において使用者責任が問われた事例

請求区分	事故の概要	請求内容	金額
使用者責任	病院に勤務していた男性医師が、過重労働によりうつ病を発病し自殺したとして、遺族が死亡慰謝料等の損害賠償金の支払いを求めた。	賠償金	1億11万円
使用者責任	病院勤務の麻酔科医が急性心不全により死亡したのは、病院における長時間労働かつ過重な業務が原因であるとして病院側に安全配慮義務違反による債務不履行責任を求めた。	賠償金	7,744万円
使用者責任	女性臨床検査技師が自殺したのは過度な業務によりうつ病を発症したことによるとして、使用者に対する安全配慮義務違反による損害賠償責任を求めた。	賠償金	5,844万円

雇用リスクについて（雇用慣行賠償責任）

雇用リスクの性質

- 社内規定等で規則や罰則を定めていたとしても、社員が他の社員に対して差別行為、ハラスメント行為を行う可能性があります。
- 雇用慣行に関する賠償リスクは、マネジメントレベルでいくら気をつけていても防ぎきれない性質を持ちます。
- また、賠償請求を受けた場合、結果として賠償責任を負わなかったケースでも、多額の訴訟費用が発生によるコスト負担、信用失墜等の事業影響が生じます。

雇用リスクを取り巻く環境

パートタイム・有期雇用労働法

同一労働同一賃金ガイドライン、パートタイム・有期雇用労働指針が**2020年4月1日に施行**されました。
(中小企業は2021年4月1日に適用されました。)

◆不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されました。



◆説明義務の強化

事業主は、非正規雇用労働者から「正社員との待遇差の内容や理由」について説明を求められた場合、説明をしなければなりません。

参考：厚生労働省HP「パートタイム労働者、有期雇用労働者の雇用管理の改善のために」

労働施策総合推進法（パワハラ防止法）

改正法が**2020年6月1日に施行**され、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となりました。
(中小企業は2022年4月1日から適用されました。)

◆雇用管理上の措置（義務）の具体的内容

- (1) 企業（事業主）によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
- (2) 苦情などに対する相談体制の整備や被害を受けた労働者へのケアや再発防止 等



◆パワハラ防止法の罰則

厚生労働大臣が必要だと認めた場合、企業に対して助言や指導、勧告が行われることがあります。勧告等に従わない場合には、その旨が公表され、企業の信用失墜につながる可能性があります。

参考：厚生労働省HP「職場におけるハラスメントの防止のために（セクシュアルハラスメント/妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント/パワーハラスメント）」

育児・介護休業法

2021年6月に改正、2023年4月までに段階的に施行されました。
6項目が追加・変更され、事業主として新たに義務化された内容が複数あります。

◆改正項目（一部抜粋）

- (1) 「産後パパ育休」の創設
- (2) 育休取得状況の公表の義務付け

◆育児・介護休業法の罰則

厚生労働大臣が必要だと認めた場合、企業に対して助言や指導、勧告が行われることがあります。勧告等に従わない場合には、その旨が公表され、企業の信用失墜につながる可能性があります。

参考：厚生労働省HP「育児・介護休業法について」



法規制の強化のほか、雇用形態の変化・価値観の多様化により、企業が雇用トラブルに対する労働者側からの責任を追及されやすい環境となっています。

【事実】労働審判制度(※)の新規件数は年々増加し、制度発足から15年で約4.5倍に拡大

参考：最高裁判所事務総局 司法統計数字より

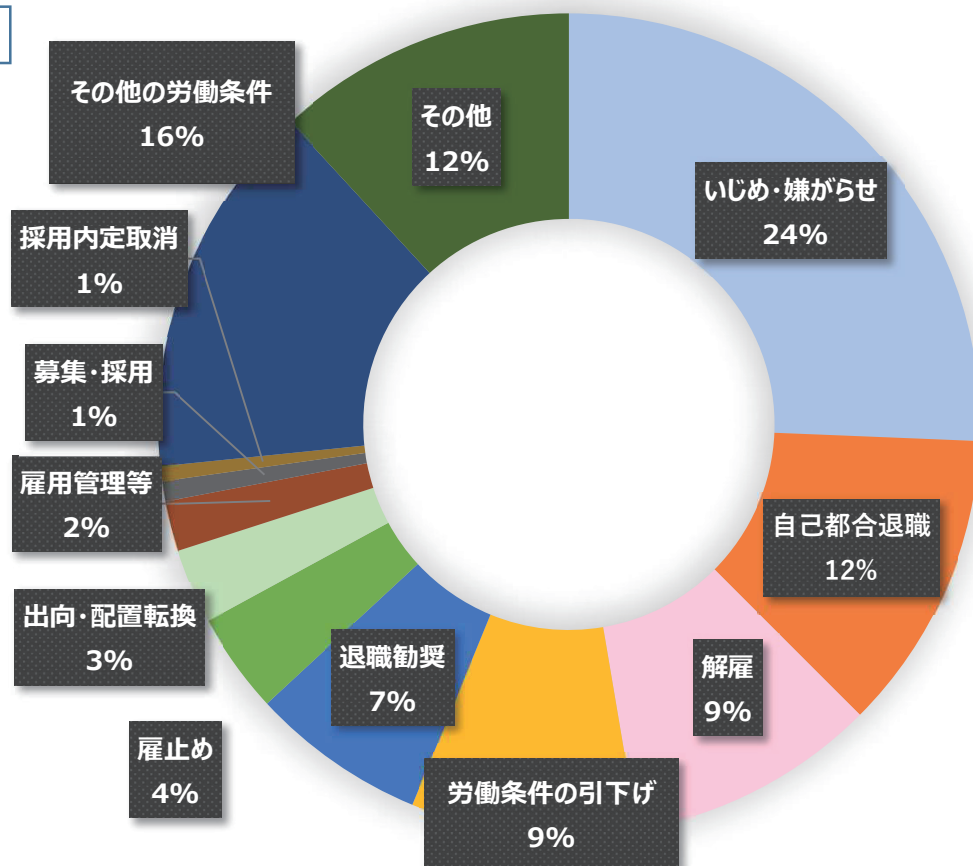
※ひとりの従業員と会社との間の労働問題トラブルについて、裁判官と労働問題の専門的な知識と経験を有する労働審判員が関与しながら、紛争を解決していく制度。

雇用リスクの性質

- 都道府県労働局および労働基準監督署の運営する「総合労働相談コーナー」には、14年連続で年間100万件を超える相談が寄せられています。
- そのうち約30%が個別の労働紛争に関する相談であり、内訳は下のグラフのとおりです。

民事上の個別労働紛争 相談件数の内訳

実際の事例



参考：厚生労働省「2021年度個別労働紛争解決制度の施行状況」

いじめ・嫌がらせに関する紛争

上司だった男性従業員から繰り返しセクハラを受け、心的外傷後ストレス障害（PTSD）を発症し、退職を余儀なくされたとして、会社に対して損害賠償を請求。

解雇に関する紛争

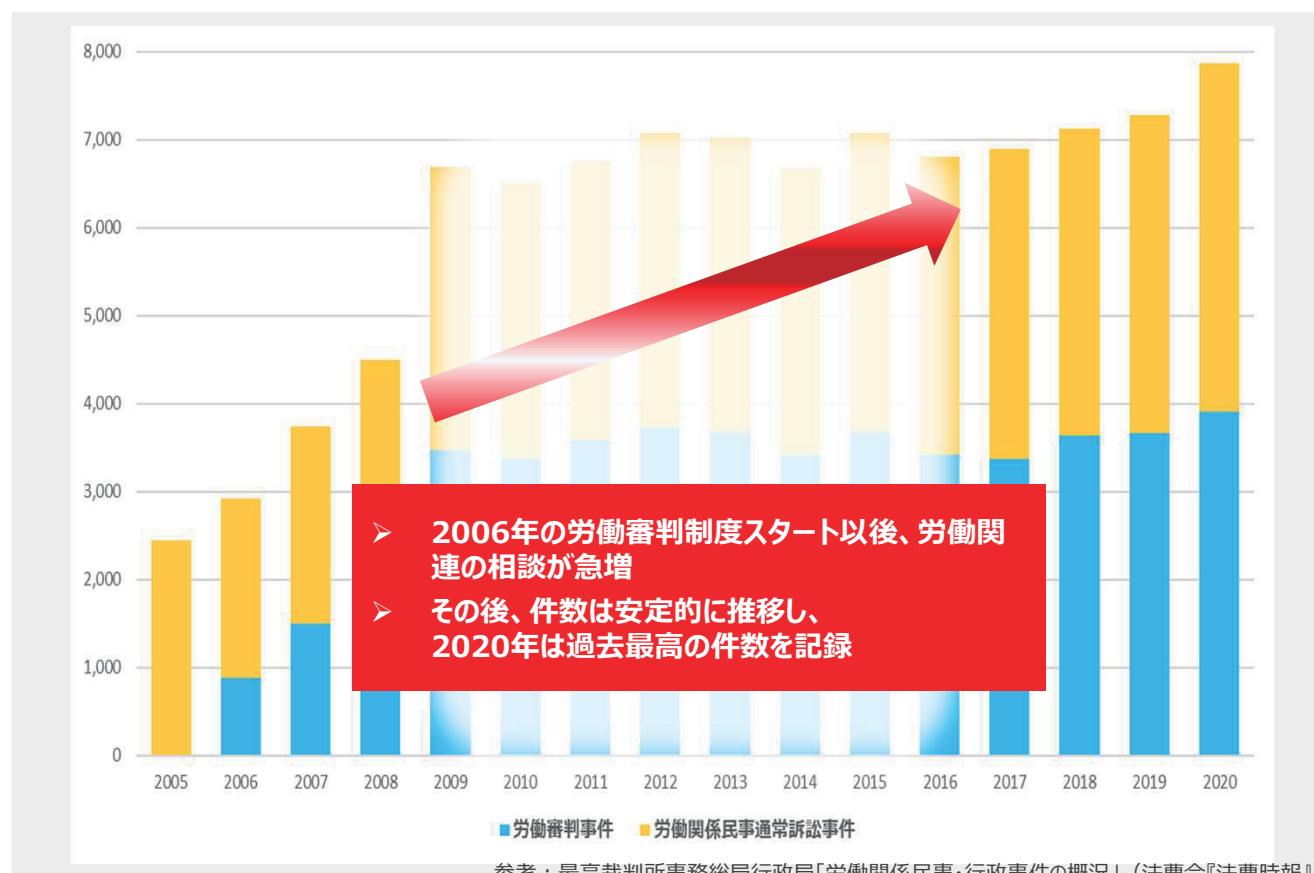
業績の悪化により整理解雇された従業員が、整理基準・人選が合理的でなかったとして、勤務先である企業に対して、退職復帰までの未払賃金を求める損害賠償請求を提起した。

出向・配置転換に関する紛争

退職勧奨を拒否したために子会社に出向させられたことに対し、出向命令の無効と損害賠償を請求。

労働相談件数

- 簡易的かつ迅速に訴訟手続きの取れる「労働審判制度」の導入以降、訴訟件数は急激に増加しています。
- これに伴って、企業が抱える雇用慣行に関連する損害賠償リスクは高まっています。



賠償事故の例

不当解雇	人事異動を拒否した事務職員を業務命令違反として解雇したことで、従業員から人事異動および懲戒解雇は無効であるとし、賠償請求を受けた。	未払賃金 賞与 慰謝料	1,000万円 (請求額)
いやがらせ	人事上の不当な取扱いや退職勧奨を受けたことで精神疾患を発症し、休職に追い込まれたとして、従業員から賃金差額と精神的慰謝料の請求を受けた。	賃金差額、 慰謝料	3,300万円 (請求額)
雇用上の差別	正当な理由なく主要業務から排除されたとして、不法行為、職場環境配慮義務違反に該当するとして訴訟提起された。	慰謝料	440万円 (請求額)
不当解雇	経費利用が不適切とされ懲戒処分を受けた元従業員から、その処分が不当に重すぎるとして訴訟提起された。	未払賃金 賞与 慰謝料	1,500万円 (請求額)
不当解雇	有期契約で雇用した従業員を業務態度等に問題があるとして期間途中で解雇したところ、解雇は無効であり、労働契約上の権利を有することの地位確認および差額賃金の請求を受けた。	未払賃金 賞与 慰謝料	2,000万円 (請求額)

保険の概要（使用者賠償責任補償）

使用者賠償責任補償は、補償対象者が被った業務上災害（労働災害）の他、通勤災害（出勤・退勤とも）が貴院（その役員および従業員を含みます。以下「被保険者」といいます。）の責任で発生した場合に、被保険者が法律上の責任を負担することによって支払う損害賠償金等を保険金として貴院にお支払いいたします。

お支払いする保険金の種類

（１） 法律上の損害賠償金

次の①から③までの金額の合計額を超過する場合にかぎり、その超過分についてお支払いします。

- ①政府労災により給付される金額
- ②自賠償保険などにより支払われるべき金額
- ③災害補償規程などに基つき従業員、遺族に支払うべき金額
※「脳血管疾患」、「虚血性心疾患等」、「精神障害」または「精神障害の結果としての自殺」については
政府労災の給付が決定された場合のみ対象となります。

（２） 費用保険金

損保ジャパンの同意を得て支出した下記の紛争費用等を費用保険金としてお支払いいたします。

- ①損害防止費用・・・損害の発生および拡大を防止するための費用のうち、必要または有益であった費用。
- ②権利保全費用・・・第三者に対して、損害賠償権を有する場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために被保険者が支出する費用。
- ③争訟費用・・・・・・訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要する費用。
- ④争訟対応費用・・・損害賠償責任の解決のために被保険者が支出した費用。
意見書・鑑定書作成費用・裁判所に提出する文書作成費用、増設コピー機の賃借費用、
事故再現実験費用・使用人に対して支払う超過勤務手当および交通費、宿泊費、臨時雇入費用。
- ⑤協力費用・・・・・・当社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出する費用。
第三者への損害賠償請求が可能な場合の権利保全・行使に要する費用。

※必ず損保ジャパンにご相談・同意を得て交渉をおすすめください。（この保険には示談交渉サービスはありません。）
ご相談なく交渉・示談された場合、お支払いする保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

保険の概要（雇用慣行賠償責任補償）

雇用上の差別、不当解雇、各種ハラスメントに起因して被保険者が負担する賠償保険金、訴訟費用、各種費用保険金をお支払いいたします。

保険金のお支払い対象事由～7つの不当行為について～

雇用上の差別

人種、宗教、年齢、婚姻の有無、出産、妊娠、その他類似の要因による不利な、または差別した雇用行為

不当解雇

妥当性に欠ける解雇行為や不当に退職を強要すること。ただし、この保険の対象となるのは、実際に退職した場合に限ります。

パワーハラスメント

職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を利用して、精神的苦痛を与えること、職場環境を悪化させること。

セクシャルハラスメント

一方的な性的接近、性的要求、性的行為が雇用条件の判断となること、不快な労働環境を創出すること。



ケアハラスメント

雇用する労働者に対する介護休業その他の家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度又は措置の利用に関する言動により、労働者の就業環境を害すること。

マタニティハラスメント

女性労働者が妊娠・出産・労働基準法第65条の規定による休業を請求または休業をしたこと・その他の妊娠または出産に関する事由において労働者の就業環境を害すること等

モラルハラスメント

他雇用者に対して人格権を侵害する言動を行う・集団で継続して精神的苦痛を与えることについて、容認、黙認もしくは防止のための十分な措置を講じないこと。

各種ハラスメントについて、ハラスメントを行った被保険者個人（＝加害者本人）に対する損害賠償請求は、お支払いの対象外となります。企業や加害者の管理職等に対する損害賠償請求はお支払い対象です。

お支払いする保険金の種類

（１）法律上の損害賠償金

被保険者が上記に記載した「保険金のお支払い対象事由」に起因して被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

※罰金・課徴金等は含みません。

※不当解雇判決等により記名被保険者が賃金の支払責任を負担することによるものを含みます。

（２）争訟費用

被保険者に対する損害賠償責任に関する争訟（訴訟、仲裁、調停、和解等をいいます。）によって被保険者が支出した費用をお支払いします。

※弁護士費用を含みます。

（３）各種費用保険金

① 損害防止軽減費用・緊急措置費用

④ 研修費用

② 協力費用

⑤ 信頼回復費用

③ 弁護士相談費用

※必ず損保ジャパンにご相談・同意を得て交渉をおすすめください。（この保険には示談交渉サービスはありません。）
ご相談なく交渉・示談された場合、お支払いする保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

補償プラン

補償プラン

	プランA	プランB	プランC
死亡補償・後遺障害補償保険金（業務上）	100万円	100万円	100万円
使用者賠償責任補償特約	1億円	3億	5億円
雇用慣行賠償責任補償特約	3,000万円	3,000万	3,000万円

※死亡補償・後遺障害補償保険金（業務上）の付帯は必須となります。

死亡補償・後遺障害補償保険金（業務上） ※院長、理事長、役員は対象外です。

保険期間中に偶然な事故（業務上）により、補償の対象者（正規従業員・臨時従業員・派遣労働者）がケガ等をされ亡くなられたり、後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いいたします。

<死亡補償保険金>

業務中にケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に亡くなった場合に、お支払いいたします。

<後遺障害補償保険金>

業務中にケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、お支払いいたします。

脳・心疾患等補償特約

①から④の事由に起因する損害について、労災保険法等によって給付が決定された場合にかぎり、補償対象者が被保険者の業務に従事している間に生じた事故によりケガを被ったものとして使用者賠償責任補償特約の補償に加えて補償する特約です。

- ①脳血管疾患
- ②虚血性心疾患等
- ③精神障害
- ④③の結果としての自殺



保険料と加入条件

1年契約 一括払（年払）

保険料	人数	プランA	プランB	プランC
	1人	11,830円	12,780円	12,940円
2人	23,660円	25,560円	25,870円	
3人	35,500円	38,340円	38,820円	
4人	47,330円	51,120円	51,750円	
5人	56,910円	61,400円	62,150円	
6人	68,290円	73,680円	74,580円	
7人	79,660円	85,960円	87,010円	
8人	91,050円	98,250円	99,450円	
9人	102,430円	110,530円	111,880円	
10人	113,810円	122,810円	124,310円	
11人	125,190円	135,090円	136,740円	
12人	136,570円	147,370円	149,170円	
13人	147,960円	159,660円	161,610円	
14人	159,340円	171,940円	174,030円	
15人	170,720円	184,210円	186,460円	
20人	210,810円	227,000円	229,700円	
25人	263,510円	283,750円	287,130円	
30人	312,930円	337,220円	341,270円	
50人	510,600円	551,080円	557,830円	

ご加入の条件

次の要件を満たす法人または個人事業主がご加入いただけます。

- 同居の親族以外の正規従業員を1名以上雇用していること
- 政府労災に加入していること

加入対象者 : 宮崎県医師会の会員が開設者または管理者とする個人・法人

被保険者 : 傷害ユニット（死亡補償・後遺障害補償保険金） : 記名被保険者

使用者賠償責任補償特約 : 記名被保険者ならびにその役員および使用人

雇用慣行賠償責任補償特約 :

①記名被保険者

②記名被保険者の使用人等。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて被保険者とします。

なお、すでに退任、解任、解雇または定年となった個人を含みます。

補償対象者 : 被保険者の正規従業員・臨時雇従業員*・派遣労働者

*臨時雇従業員とは、医療機関との間に使用従属関係があり、賃金の支払いを受ける方になります。

加入方法 :人数方式（在籍者人数）となります。

※申込時の人数で保険料が確定するため保険期間中に人数の増減のあった場合でもご連絡は不要です。満期時まで自動的に補償されます。

『補償対象者申告書』を宮崎県医師協同組合へご提出ください。

付帯サービス

こことからだホットライン

こことからだホットラインは、企業の従業員のみなさまの心と身体の健康に関するご相談をはじめ日常の色々な悩みなどを、無料で電話相談いただけるサービスです。人事労務部門のご担当者の相談窓口としてもご利用いただくことが可能です。メンタルヘルス対策や健康増進の福利厚生制度として是非ご活用ください。

※本サービスは損保ジャパンの提携業者が提供します。

※お電話でのご相談の際には、お名前、企業名、証券番号をお聞きすることがございますので、ご了承ください。

主なメディカル&生活関連サポートサービス（24時間・365日）

■ 健康・医療相談

健康や医療全般に関する悩みや相談にお答えします。

■ 健康チェックサポート

- ・人間ドック紹介
- ・郵便検診
- ・健診結果相談

■ 予約制専門医相談

「健康・医療相談サービス」でお答えしたうえで、より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話で相談（予約制）いただくことが可能です。

■ 医療機関情報提供

- ・緊急時の医療機関情報の提供
- ・専門医療機関情報の提供

■ 公的給付相談（予約制）

社会保険労務士が公的給付に関わる相談にお答えします。

■ 法律・税金相談（予約制）

弁護士が法律に関して、また税理士が税金に関わる相談にお答えします。

主なメンタルヘルスサービス

■ メンタルヘルスカウンセリング

全国約100か所のカウンセリング拠点にて、対面またはWebでのカウンセリングを行います（予約制）

- ・1名につき年間5回まで、1回は約50分まで。
- ・予約受付 平日9：00～22：00
土曜10：00～20：00

※日祝・年末年始（12/29-1/4）を除きます。

■ メンタルヘルス 電話カウンセリング

・利用時間 平日9：00～22：00 土曜10：00～20：00
※日祝・年末年始（12/29-1/4）を除きます。※回数制限なし

■ メンタルITサポート（Webストレスチェック）

・ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。

人事労務ご担当者さま向けサービス（平日9：00～17：00）

■ マネジメントサポート

産業保健の経験を有する保健師・看護師等がメンタルヘルスに関わる人事マネジメント全般に関わる質問にお答えします

■ リハビリテーションサポート

産業保健の経験を有する保健師・看護師等が職場復帰のためのリハビリ全般に関わる相談にお答えします。

■ 職場復帰サポート

産業保健の経験を有する保健師・看護師等が職場復帰のための職場環境等の体制整備全般に関わる質問にお答えします。

ストレスチェックサポートサービス

メンタルヘルス対策の充実・強化等を目的として、従業員数50名以上のすべての事業場にストレスチェックの実施を義務付ける「労働安全衛生法の一部を改正する法律（通称：ストレスチェック義務化法案）」が2015年12月に施行されました。そこで、無料でストレスチェックサポートサービスをご利用いただけます。

サービス概要

- ・厚生労働省推奨の「職業性ストレス簡易調査票」によるストレスチェックシステムです。
- ・本サービスはご契約企業のご担当者（実施者を含みます。）がストレスチェックシステムを操作することをご利用いただくサービスです。
- ・個人結果を部署ごとに集計し、組織全体のストレス構造を分析することができます。

サービスの対象	WEBによるストレスチェック	検査の結果	従業員ごとのストレスプロフィールの表示
検査基準の設定	高ストレス者の基準の設定		従業員への相談窓口の表示
検査の内容	「職業性ストレス簡易調査票（57項目）」の使用		事業者への集団的分析結果の提供
未受験者対応	ストレスチェック未実施従業員へのリマインドメール	サービス終了後	実施者へのストレスチェック結果の提供
			労働基準監督署への届出に必要な情報の提供

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は事業活動総合保険に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：公益社団法人 宮崎県医師会
- 保険期間：2025年12月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：2025年10月23日（木）
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料はご加入時の加入依頼書をご確認ください。
 - 加入対象者：宮崎県医師会の会員が開設者または管理者とする個人・法人
 - 被保険者：宮崎県医師会の会員が開設者または管理者とする個人・法人
 - 補償対象者：・正規従業員（含む専従者）・臨時従業員・派遣労働者
 - お支払方法：一括払い（年払）
 - お手続方法：加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、宮崎県医師協同組合へご提出ください。
 - 中途加入：保険期間の途中でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、別途ご案内する日から2026年12月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、宮崎県医師協同組合までお問い合わせください。
 - 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の宮崎県医師協同組合までご連絡ください。
- 異動事項のご連絡：ご加入後に異動事項（住所の変更等）が生じたときは、すみやかにご加入窓口の宮崎県医師協同組合までご連絡ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【お支払いする保険金の内容】

■傷害ユニット

補償対象者が貴院の業務中に偶然な事故によりケガなど（ご契約内容によって業務外のケガも対象とすることができます。次の「お支払いする保険金の内容」をご覧ください。）をされた場合に、次の①または②を支出することにより被る損害に対して保険金をお支払いします。

①貴院が法定外補償規定（災害補償規程など）に基づき補償対象者やその遺族に対して給付する補償金
②葬儀費用、香典、救援者費用、代替者の求人に関する費用など臨時に支出する費用

ご加入のご検討にあたって

ケガや病気などを補償する保険は、大きく分けて公的保険と民間保険の2種類があります。民間保険は公的保険を補完する面もあることから、公的保険の保障内容をご理解いただいたうえで、ご契約をご検討ください。公的保険制度の概要は、金融庁のホームページなどをご確認ください。（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）

お支払いする保険金の内容

契約証明書の保険金額欄に金額が表示される保険金の種類がお支払いの対象となります。

■保険金の種類

死亡補償保険金（注1）	業務中のケガなど（注2）により、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額を限度にお支払いします。
後遺障害補償保険金	業務中のケガなど（注2）により、事故発生日からその日を含めて180日以内に第1級から第14級の後遺障害を被った場合、その程度に応じて契約証明書記載の保険金割合を限度に保険金をお支払いします。 【ご注意】第1級から第13級までの後遺障害が2種類以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合を限度に保険金をお支払いします。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計割合が限度となります。

※ケガをされた時に、すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

（注1）すでにお支払いした後遺障害補償保険金がある場合は、その金額を差し引いた金額を限度にお支払いします。

（注2）業務外のケガも対象とすることができます。

用語のご説明

業務上の症状	偶然かつ外来によるもの、労働環境に起因するもの、その原因の発生が時間的および場所的に確認できるものすべてを満たすものにかぎります。具体的には熱中症、しもやけ、潜水病などが該当します。
業務中	貴院の業務に従事している間をいい、出退勤途上を含みます。
虚血性心疾患等	心筋梗塞、狭心症、心停止（注）または大動脈解離などをいいます。
ケガ	身体の傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。
ケガなど	ケガおよび業務上の症状をいいます。
精神障害	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定されたものをいいます。
脳血管疾患	脳内出血（脳出血）、くも膜下出血、脳梗塞、または高血圧性脳症などをいいます。
補償金	名称を問わず、災害補償規程などにより貴社が法定外補償として補償対象者またはその遺族に支払う補償金、見舞金、弔慰金などをいいます。

（注）心臓性突然死を含みます。

補償の内容【保険金をお支払い出来ない主な場合】

- ご契約者または被保険者の故意
- 補償対象者または補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- 補償対象者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガ
- 補償対象者の無免許運転、酒気帯び運転をしている間のケガ
- 地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質によるケガ(「天災危険補償特約」をセットされた場合、地震、噴火またはこれらによる津波に起因して生じたケガによる損害を補償します。)
- 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
- 補償対象者が山岳登山(ピッケルなど登山用具を使用するもの)、ボブスレー、スカイダイビングなどに搭乗その他これらに類する危険なスポーツを行っている間のケガ
- 補償対象者に対する刑の執行
- 補償対象者が道路以外の場所で行う自動車、バイクなどによる競技、競争、興行中のケガ
- 補償対象者が航空機(航空運送事業者の路線便を除きます。)を操縦中のケガ
- 補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- 補償対象者の脳疾患、病気(業務上の症状を除きます。)または心神喪失(「脳・心疾患等補償特約」をセットされた場合、脳血管疾患、虚血性心疾患等、精神障害または精神障害の結果としての自殺に起因して生じた損害を補償します。)
- 補償対象者の妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置

など

ご契約のご検討にあたっての注意点

ご契約にあたっては、次の点にご注意ください。

<p>貴院において法定外補償規定(災害補償規程など)を制定済みの場合には…</p>	<p>法定外補償規定(災害補償規程など)の内容にあわせて契約内容(補償対象者の範囲、補償内容、保険金額など)を設定ください。 なお、貴院において補償責任が重複する他の保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合はそれらすべての契約の保険金額を確認いただき、契約内容を設定ください。</p>
<p>貴院において法定外補償規定(災害補償規程など)を制定されていない場合には…</p>	<p>①災害補償を行いたいと考える内容にあわせて契約内容を設定ください。なお、貴院において補償責任が重複する他の保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合は、それらすべての契約の保険金額を確認いただき、契約内容を設定ください。 ②この保険によりお支払いする保険金は補償対象者に対する災害補償を目的とするものとして取扱い、直接補償対象者またはその遺族にお支払いします。</p>

この保険によりお支払いする保険金の額は、保険金額または法定外補償規定(災害補償規程など)に定める補償金の額のいずれか低い額を限度とします。なお、保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合で、それにより支払われるべき保険金の額とこの保険により支払うべき保険金の額の合計額が法定外補償規定(災害補償規程など)に定める補償金の額を超過する場合は、重複保険契約から支払われる保険金などの額と合わせて法定外補償規定(災害補償規程など)に定める補償金の額を限度にお支払いします。

使用者賠償責任補償特約について【保険金をお支払いする主な場合】

補償対象者が、業務中の偶然な事故によるケガなどを被ったことについて、貴院またはその役員、従業員が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です(1事故につき、特約の保険金額限度)。ただし、損害賠償金については次の①から③までの金額の合計額を超過する場合にかぎり、その超過額についてお支払いします。

- ①政府労災により給付される金額
- ②自賠償保険などにより支払われるべき金額
- ③災害補償規程などにに基づき従業員、遺族に支払うべき金額

※「脳・心疾患等補償特約」をセットしている場合、この特約における補償の対象に政府労災の給付が決定された(注)「脳血管疾患」、「虚血性心疾患等」、「精神障害」または「精神障害の結果としての自殺」が加わります。

(注)業務災害または通勤災害に該当しないことを理由として、補償対象者の傷害にかかる労災保険法等に基づく給付請求の不支給が決定された場合であっても、その補償対象者の傷害について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担するときは、保険金を支払います。

使用者賠償責任補償特約について【保険金をお支払い出来ない主な場合】

- ① 保険契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場責任者の故意
- ② 補償対象者が山岳登山、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動を行っている間の事故
- ③ 補償対象者が、道路以外の場所で自動車、オートバイ、モーターボートなどによる競争など(試運転を含みます。)をしている間の事故
- ④ 補償対象者が、航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間の事故
- ⑤ 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのはその補償対象者の被った傷害によって生じた損害にかぎります。(「脳・心疾患等補償特約」をセットしている場合、お支払いの対象となります。)
- ⑥ 被保険者と同居および生計をともにする親族に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより被る損害
- ⑧ 被保険者である使用人が損害賠償責任を負担する場合において、貴社に損害賠償責任がない場合の損害
- ⑨ 労働基準法(1947年法律第49号)第76条第1項または船員法第91条第1項による休業補償を行うべき最初の3日までの休業に対する損害賠償責任
- ⑩ 記名被保険者が共同施工方式の共同企業体の構成員である場合において、その共同施工方式の共同企業体が行う工事に起因する損害
- ⑪ 日本国外の裁判所に提起された訴訟 など

脳・心疾患等補償特約について【保険金をお支払いする主な場合】

使用者賠償責任補償特約の補償に加えて、次の①から④についても補償する特約です。

- ① 脳血管疾患
- ② 虚血性心疾患等
- ③ 精神障害
- ④ ③の結果としての自殺
※政府労災の給付が決定した場合(注)、保険金をお支払いします。

(注)業務災害または通勤災害に該当しないことを理由として、補償対象者の傷害にかかる労災保険法等に基づく給付請求の不支給が決定された場合であっても、その補償対象者の傷害について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担するときは、保険金を支払います。

雇用慣行賠償責任補償特約について【保険金をお支払いする主な場合】

次の①から⑦までのいずれかの事由に起因して、貴院または役員、従業員が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。(保険期間を通じて特約の保険金額が限度となります。1請求につき、自己負担額(免責金額)10万円が適用されます。)

- ① 雇用上の差別
- ② 不当解雇
- ③ セクシャルハラスメント
- ④ マタニティハラスメント
- ⑤ パワーハラスメント
- ⑥ ケアハラスメント
- ⑦ モラルハラスメント

雇用慣行賠償責任補償特約について【保険金をお支払い出来ない主な場合】

- ① 記名被保険者の事業の縮小、破産、特別清算、会社更生、民事再生、私的整理もしくはこれらに類する倒産手続きまたは他の事業者等との合併、吸収もしくは買収に伴いなされた記名被保険者の雇用行為に起因する損害賠償請求
- ② セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメント、ケアハラスメントまたはモラルハラスメントに起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合において、それらの具体的な言動をとった被保険者個人に対する損害賠償請求
- ③ 記名被保険者の使用人等の主たる職務遂行の場所が日本国外であった場合において、その使用人によりなされた損害賠償請求。ただし、使用人の所属する部署が日本国内に存在し、日本国外において海外駐在員業務等の職務遂行を行っている場合は、保険金を支払います。
- ④ 就労希望者に対する記名被保険者の採用行為が、主として日本国外で行われた場合において、その就労希望者によりなされた損害賠償請求
- ⑤ 保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた不当行為に起因する一連の損害賠償請求
- ⑥ 労働者災害補償保険法(1947年法律第50号)またはこれに類似の法律もしくは法令により記名被保険者が負担する損害賠償責任に起因してなされた損害賠償請求
- ⑦ 身体の障害または財物の損壊に起因する損害賠償請求
- ⑧ 記名被保険者の使用人等または就労希望者に対する賃金および退職手当の支払または不払による損害に対しては、名称がいかなるものであっても、保険金を支払いません。ただし、次の損害を除きます。
ア. 不当解雇判決等により記名被保険者に生じた賃金の支払による損害
イ. 被保険者が争訟費用、損害防止軽減費用、緊急措置費用、協力費用を負担することによって被る損害
- ⑨ 日本国外の裁判所に提起された訴訟 など

ご加入にあたってのご注意

■告知義務・告知事項（ご契約締結時における注意事項）

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

<告知事項>

■加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

■通知義務・通知事項（ご契約締結後における注意事項）

- (1) 保険契約締結後、通知事項が発生する場合は取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

<通知事項>

- 加入依頼書等および付属書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること。（※）
- 法定外補償規定などの変更（傷害ユニットがセットされている場合にかぎります。）

- (※) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知が必要となります。（ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンまでご通知いただく必要はありません。）

- (2) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。

- (3) また、以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまで遅滞なくご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができなくなります。

■ご契約者の住所などを変更される場合

- (4) 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

その他ご注意いただくこと

- 傷害ユニットでお支払いする保険金のうち、ケガなどをされた役員や従業員などに支払う補償金につきましては、法定外補償規定（災害補償規程）などに定める補償金の額の範囲内の額を、保険金額として設定いただけます。なお、お支払いする補償金の額は、保険金額または法定外補償規定などに定める補償金の額のいずれか低い額が限度となります。また、他の保険契約など（※）により支払われるべき保険金がある場合には、他の保険契約など（※）から支払われる保険金の額と合算して法定外補償規定などに定める補償金の額を限度に保険金をお支払いします。

（※）労働災害総合保険、記名被保険者を保険金受取人とする傷害保険、生命保険、共済契約などをいいます。

- 実際にご加入いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 売上高、延床面積、人数等のお客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないかご確認ください。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入の日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

- この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ（ご契約申込みの撤回）の対象とはなりません。

■【保険契約の無効、取消しについて】

次の場合に保険契約が無効または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

- ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
- ・ご契約者、被保険者の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

■保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

【TEL: 0570-022808 <通話料有料>】

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

万一事故にあわれたら

- 事故が起こった場合は、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- 保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	損害 ^(※1) の額、損害 ^(※1) の程度および損害 ^(※1) の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ■ 傷害ユニットにおける損害 診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、死亡診断書(写)、死体検案書(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書、固定資産課税台帳登録事項証明書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※2) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収証、承諾書 など
⑦	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書 など
⑧	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※1) 損害とは各ユニットで保険金のお支払い対象となる損害、損失、費用または傷害のことをいいます。

(※2) 保険金は、原則として被保険者から相手の方への賠償金を支払った後にお支払いします。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

- 前記の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払までの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかわる示談につきましては、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンにご相談なく示談された場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
(注) この保険には示談代行サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンとご相談いただきながら記名被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

＜受付時間＞

平日：午後5時～翌日午前9時

土日祝日：24時間（12月31日～1月3日を含みます。）

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式サイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式サイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

問い合わせ先

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 宮崎支店 法人支社
〒880-0805 宮崎市橋通東5-3-10
TEL 050-3798-1930 : FAX 0985-26-6112
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

取扱代理店

宮崎県医師協同組合
〒880-0023 宮崎市和知川原1丁目101番地(宮崎県医師会館内)
TEL 0985-23-9100 : FAX 0985-23-9179
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

(SJ25-07733.2025.09.29)

